

# 公 募 説 明 書

「中小企業・小規模事業者海外展開支援－海外輸出に係る認証取得支援」にか  
かる業務委託先の公募

2017年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構

## 公募説明書の目次

（「中小企業・小規模事業者海外展開支援－海外輸出に係る認証取得支援」  
にかかると業務委託先の公募）

- ①公募説明書（3－8ページ）
- ②評価基準
- ③別紙1：仕様書
- ④別紙2：出張要領
- ⑤様式1：応募申込書式＜法人申込用＞
- ⑥様式2：応募申込書式＜個人申込用＞

# 公 募 説 明 書

独立行政法人 日本貿易振興機構  
副 理 事 長 赤 星 康

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）の公募公告（2017年6月8日付）に基づく公募等については、日本貿易振興機構規程及び公募公告に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

## 1. 公募に付する事項

- (1) 案件名 「中小企業・小規模事業者海外展開支援－海外輸出に係る認証取得支援」にかか  
る業務委託先の公募
- (2) 採択予定人数 3名程度を予定。
- (3) 調達案件の仕様等 公募説明書による。
- (4) 履行期間 契約締結日から2018年2月28日まで
- (5) 履行場所 公募説明書による。
- (6) 公募方法
  - ① 応募者（個人又は法人）は、公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。法人申  
込の場合、応募者は複数の業務従事予定者を提示することができる。公募説明書で定める評価基  
準を基に選定した3名程度の個人もしくはそれぞれが所属する企業・団体を採択者として決定  
する。
  - ② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 採択後、速やかに、平成28・29・30年度競争参加資格申請  
(<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>) を行うことができること。

## 3. 応募資格

- (1) 法人格を持つ企業・団体（地方公共団体を除く）、又は個人であり、本事業に関する委託契約を  
日本貿易振興機構との間で直接締結できること。
- (2) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に  
該当しないこと。
- (3) （法人申込のみ）本事業を運営・管理できる能力を有する、本事業を実施するための実施体制及  
び管理体制が整備しており、かつ、そのために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 公示の日から採択者決定までの間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていな

いこと。

- (5) 日本貿易振興機構が求める経理及びその他の事務についての説明・報告ができるなど、日本貿易振興機構が本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。
- (6) (法人申込のみ) 反社会的勢力、またはこれに類似する企業・団体でないこと。
- (7) 以下、4. の「4. 業務従事予定者(法人申込の場合)もしくは委託契約締結者(個人申込の場合)の要件」を満たす者が1名以上いること。

#### 4. 業務従事予定者(法人申込の場合)もしくは委託契約締結者(個人申込の場合)の要件

- (1) 応募資格を満たし、必要な応募書類が全て整っていること。
- (2) 海外ビジネスにおいて必要となる国際認証等について精通していること。かつ、基準・認証分野で7年以上の職務経験(自社製品の認証取得業務を含む)及び豊富な知識を有していること。
- (3) 国際認証等取得に向けて、製品設計等を含め総合的なアドバイスができること。
- (4) 中堅・中小企業支援や中堅・中小企業とのビジネスに関わった経験があること。
- (5) 業務を遂行するために必要なPC操作(Word、Excel、PowerPoint、E-mailなど)が可能である。また、ウィルス対策ソフトを導入するなど、日本貿易振興機構の求める情報管理を行うことができること。
- (6) 本事業を遂行する上で健康状態に支障がない。また、国内への出張が可能である。
- (7) 過去に刑事罰を受けていない(係争中を含む)。また、中小企業などに対する指導業務への従事実績がある場合、期間中に指導内容、指導姿勢などに重大な問題や支援先とのトラブル、または事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こしていない。
- (8) 反社会的勢力、またはこれに類似する団体に所属する個人ではない。
- (9) 国際認証等取得にかかる実務経験が豊富(実務経験年数重視)で、国際認証等取得に関する具体的な実務相談への対応が可能である。
- (10) 日本語が堪能で、中堅・中小企業経営者などとの円滑なコミュニケーション(発言の抑制、傾聴、文脈の認知、適切な助言等)ができること。
- (11) 自身の専門性(知識や経験など)を本事業に生かすことができること。また、国際認証等の最新情報を積極的に情報収集し、自身が有する知見と組み合わせて効果的な企業支援を実施することができること。
- (12) 本事業の目的・趣旨を理解し、日本貿易振興機構や他の経済団体等と協調して事業に取り組むことができること。
- (13) 支援対象企業等に対する指導に自ら積極的に取り組み、国際認証等取得に結び付けていこうという強い意欲・粘り強さが感じられる。
- (14) 本事業の趣旨に沿った形で、英語等による業務が可能である。
- (15) 機密情報・個人情報の取扱い、知的財産(著作権等)、コンプライアンスの重要性を理解し、適切(態度・言動)な対応ができること。
- (16) 本事業に対して十分な業務時間が確保でき、支援企業などからの要望にすばやく対応できること。出張などにおいても電話・メール対応できる体制を保持していること。また、期限までに

報告書の作成、報告を実施することができること。

## 5. 業務委託の金額

1 委託あたり 1,575,000 円（7 カ月分）を上限とする出来高精算（消費税及び地方消費税別）とする。ただし、本事業に係る予算が措置されない場合には、委託期間を変更または解除することとする。本事業に係る国内出張経費は、日本貿易振興機構の旅費規程等に基づく実費精算とする。詳細は、公募説明書に示す「出張要領」及び契約後に配布する業務実施マニュアルで定めるとおりとする。なお、特に記載のない費用については業務委託料に含まれる。

## 6. 公募説明会

### （1）公募説明会の日時・場所

① 2017年6月15日（木） 13時00分～14時00分

日本貿易振興機構 本部（東京） 6H会議室（6階）

東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

※法人の場合、説明会参加者は1社・団体につき最大2名とします。

### （2）質問の受付

① 質問は以下の宛先・期間に E-mail にて受け付ける。

宛先：日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 貿易制度課（担当：鎧澤）

E-mail：[IIC@jetro.go.jp](mailto:IIC@jetro.go.jp)

② 受付期間：公募説明会終了後より2017年6月22日（木）16時00分まで

③ 回答方法：E-mail

④ 回答期限：2017年6月23日（金）12時00分

## 7. 応募方法

### （1）応募書類

① 法人申込の場合：応募申込書式＜法人申込用＞（様式1に定めるフォームとする）

② 個人申込の場合：応募申込書式＜個人申込用＞（様式2に定めるフォームとする）

### （2）応募期限

2017年6月29日（木）17時00分必着（信書便、持参、E-mail とも）

※信書便により提出する場合は、表封筒に「「海外輸出に係る認証取得支援」にかかる業務委託応募書類在中」と朱書きすること。

### （3）応募部数

正1部

### （4）提出先・問い合わせ先

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

TEL：03-3582-5543

E-mail：[IIC@jetro.go.jp](mailto:IIC@jetro.go.jp)

担当：鎧澤

※提出は信書便（書留郵便等配達記録が残るものに限る）、持参、E-mail のいずれかに限る。

※FAX での応募は受け付けない。

※E-mail での提出の際には、件名を下記の通りとすること。

「海外輸出に係る認証取得支援」にかかる業務委託 応募書類送付

※E-mail での提出の際には、必ず電話等で受領の確認を行うこと。

※応募書類は返却しない。

#### 8. （法人申込のみ）業務従事予定者の選定及び契約期間中における業務従事者変更

応募者は、応募にあたり、所属する業務従事予定者が業務従事者の要件を満たしていることを事前に確認すること。なお、契約期間中に、災害、健康上の問題などの事由により業務続行が困難な場合、指導内容、指導姿勢などに重大な問題や支援先とのトラブル、または事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こした場合には、業務委託先と日本貿易振興機構で協議の上、業務従事者を変更するように依頼することがある。

#### 9. 選考スケジュール

第一次選考（書類審査）：2017年6月下旬（予定）

第二次選考（面談審査）：2017年7月上旬（予定）

※書類審査を通過した対象者にのみ面談日程を個別に連絡する。

採択結果通知：2017年7月上旬（予定）までに書面にて通知する。

契約に関する説明会：2017年7月上旬（予定）

※契約内容、各種手続きなどについて説明する。業務委託先の契約担当の実務責任者が出席することが望ましい。

#### 10. 応募にあたっての注意事項

- (1) 本公募に応募する者は上記の応募書類の提出をもって応募があったとみなす。当該書類提出後に応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を書面で提出すること。
- (2) 二次選考の面談は原則、日本貿易振興機構本部（東京）で行う（東京以外でも実施することがある）。応募書類作成、面談に係る旅費など、本公募に関して生じた経費は支給しない。
- (3) 日本貿易振興機構が指定する面談の日程に参加できない場合は、本応募を辞退したものとみなす。
- (4) 採択後は速やかに平成28・29・30年度競争参加資格申請 (<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>) を行うことができること。
- (5) 審査の経過、結果に関する問い合わせには応じない。

#### 11. その他の注意事項

- (1) 業務委託先は、日本貿易振興機構の情報セキュリティ規定を遵守し、業務を遂行すること。
- (2) 業務委託先が、事業のすべてもしくは一部を第三者へ再委託することを禁ずる。

- (3) 業務委託先は、日本貿易振興機構の定める業務報告書などを日本貿易振興機構の求めに応じ提出すること。当該業務報告書の知的所有権及び事業成果は日本貿易振興機構に帰属する。

## 12. 個人情報の取り扱い

本公募による業務委託先採択過程で知り得た個人情報は、業務委託先選定及び業務委託契約締結のために使用する。

### <独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内